

COPY

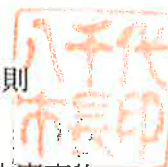
第14号様式(第19条)

八千代市ク推指令第14号
平成30年4月1日

許 可 証

住 所 千葉市花見川区三角町178-9
氏 名 株式会社京葉エナジー
代表取締役 岩崎 剛士 様

八千代市長 服 部 友 則



平成30年2月21日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	八千代市村上1113番地の1 村上団地2-37-303 株式会社京葉エナジー
取扱い廃棄物の種類	一般廃棄物(ごみ)
収集運搬又は処分の別	収集・運搬
許 可 番 号	第 27 号
許 可 期 間	平成30年4月 1日 から 平成32年3月31日 まで
許 可 区 域	八千代市全域
条 件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行規則 その他関連法規を遵守すること。 2 市及び関係機関の指導に従うこと。 3 記載事項等に変更が生じた場合は速やかに届け出ること。 4 以上の許可条件に反した場合、許可を取り消すこととする。